

議案第170号

訴えの提起について

差押えに係る金員の支払の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 事件の概要

(1) 相手方 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○
○○○○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

(2) 事件の要旨 市税等滞納者の給与について、給与支払者を第三債務者として差押えをしたところ、当該給与支払者が差押えに係る金員の支払に応じず、再三にわたる催告にもかかわらず支払を行わなかったため、当該金員の支払を求めるもの

2 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し差押えに係る金員の支払を求めるもの
- (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

3 訴訟遂行の方針

- (1) 上記の者から差押えに係る金員を全額支払う旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。